

## 町民課・住民課からのお知らせ

### 国民健康保険被保険者証

平成16年10月1日合併後の取扱いについては、合併後町村名が「伊野町」、「吾北村」、「本川村」から「いの町」に変更され、国民健康保険被保険者証（以下「保険証」という。）の保険者番号及び保険者名が変更されますが、現在お持ちの保険証は、平成17年3月31日まで使用できます。

また、国民健康保険標準負担額減額認定証または国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、及び国民健康保険高齢受給者証、国民健康保険特定疾病療養受療証（以下「証」という。）につきましても同様に、交付日が平成16年9月30日以前の証は、平成17年3月31日まで使用できます。

新年度の保険証発送時には、新しい証を同封いたしますので、よろしくお願いします。

### 老人医療受給者証・障害医療費受給者証・乳幼児医療費受給者証・母子家庭医療費受給者証

老人医療受給者証・障害医療費受給者証・乳幼児医療費受給者証・母子家庭医療費受給者証は町村合併により新しい証に変わります。平成16年10月1日から、保険医療機関（病院等）で受診される時は、新しい医療受給者証を提示してください。新しい医療受給者証につきましては、9月下旬に郵送しています。また、お手持ちの旧証（合併前の証）は、いの町役場（総合支所、出張所）まで返還をお願いします。（郵送可）

ご質問等がございましたらお問い合わせください。



#### ■問い合わせ先

証の名称	本 庁 ☎893-1117	吾北総合支所 ☎867-2300	本川総合支所 ☎869-2112
国民健康保険被保険者証	町民課国保係	住民課国保係	住民課国保係
老人医療受給者証	町民課老人医療係	住民課老人医療係	住民課老人医療係
障害医療費受給者証	町民課福祉医療係	住民課福祉医療係	住民課福祉医療係
乳幼児医療費受給者証	町民課乳幼児医療係	住民課乳幼児医療係	住民課乳幼児医療係
母子家庭医療費受給者証	町民課母子家庭医療係	住民課母子家庭医療係	住民課母子家庭医療係



さくら福祉事業所の分場なのはな職員利用者一同

8月7日（土）に開催いたしました「夏祭りバザー」では、ボランティアやバザー用品など多くの皆様のご厚情により、盛大に終わりましたことを心から感謝申し上げます。この夏祭りはささやかなイベントではありますが、利用者にとってはかけがえのない貴重な体験であり、心ときめく行事でもあります。これからもこうしたいと思っております。皆様のご協力に感謝いたします。ありがとうございました。

「なのはな・おかげさまで  
5周年夏祭りバザー」  
開催のお礼